

2012年11月20日

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 代表取締役 増田宗昭 殿

(以下、加盟店(ポイントプログラム参加企業) 医薬品販売業者)

ウエルシア関東株式会社(ウエルシア) 代表取締役 池野隆光 殿
寺島薬局株式会社(ドラッグてらしま) 代表取締役 水野秀晴 殿
株式会社ユタカファーマシー(ドラッグユタカ) 代表取締役 羽田洋行 殿
株式会社大屋(ドラッグストア mac) 代表取締役 伊藤慎太郎 殿
JR九州ドラッグイレブン株式会社(ドラッグイレブン) 代表取締役 馬場義文 殿

経済産業大臣 枝野幸男 殿
厚生労働大臣 三井辨雄 殿
内閣府特命担当大臣(消費者) 小平忠正 殿
消費者委員会 委員長 河上正二 殿

薬害オンブズパーソン会議 代表 鈴木利廣

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-14-4 AM ビル 4階
TEL.03-3350-0607 FAX.03-5363-7080
URL <http://www.yakugai.gr.jp>



Tポイントサービスに関する要望書

第1 要望の趣旨

1 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社(以下「CCC」)に対して

- (1) Tポイントサービスの加盟店として参加している標記医薬品販売業者5社との間の加盟店契約を解消すること、また、以後、医薬品販売業者、薬剤師、その他医療機関とは加盟店契約の締結をしないこと
- (2) これまでに取得したTポイントサービス会員の医薬品購入歴情報の全てを直ちに抹消すること
- (3) (1)及び(2)の措置をとるまでの間、会員の医薬品購入歴情報を第三者に一切提供しないこと、仮に提供する場合は、会員毎に個別に予め同意を得ること
- (4) 個人情報保護法、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業

分野を対象とするガイドライン」(経済産業省)、及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(厚生労働省)に従い、T会員規約及びホームページ上の情報提供システムを改訂し、それらを会員に対して周知させること

2 加盟店(ポイントプログラム参加企業)である医薬品販売業者5社に対して

- (1) CCCとの間の加盟店契約を解消し、今後、医薬品販売業者としては、CCCとの間で加盟店契約を締結しないこと
- (2) (1)のとおり契約解消をするまでの間、Tカードを提示して医薬品を購入しようとする全ての会員に対し、その都度、T会員規約の存在と内容、当該医薬品の購入によってCCCに送信される個人情報の全てを説明し、同意を得ること

3 経産省・厚労省・消費者庁及び各担当大臣、消費者委員会委員長に対して

- (1) CCC及び標記医薬品販売業者5社に対し、個人情報保護法34条に基づき、上記1及び2の措置をとるべき旨を勧告・命令し、指導すること
- (2) CCC以外で、CCCと同種のサービスを提供することにより個人情報保護法及び刑法に違反し、又はそのおそれのある企業の存在につき、調査すること

第2 要望の理由

1 本要望書の概要

本要望書は、約4093万人の会員が利用する日本最大の共通ポイントサービスである「Tポイント」を導入している一部の医薬品販売業者(ドラッグストア)が、会員が購入した医薬品の購入歴をデータとして取得し利用することに関する問題の改善を求めるものである。

2 Tポイントサービスのしくみ

Tポイントサービスにおいては、Tカード提示時に会員が購入した商品名等の個人情報が、Tポイントの主体で、DVDレンタル・書店チェーン最大手の「TSUTAYA(ツタヤ)」を展開するカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社(CCC)に送信されている。そして、CCCに送信された会員に関する個人情報は、①会員が商品購入等をした当該加盟店からCCCへ提供された後、②CCCと各加盟店間で営業案内等のため使用することが可能である。すなわち、CCCと個人情報を共有する加盟店には、会員が直接取引をし

た加盟店だけでなく、CCC全加盟店が含まれる。また、③CCCは、自社ホームページ等で広く加盟店を募っており加盟店は増え続けているが、会員の個人情報、会員が会員登録をした段階では加盟店ではなかった加盟店にも以後提供され得ることになる。

なお、T会員とは、CCCが選定する各種サービスを受けるために、T会員規約に同意の上、所定の手続きにより会員登録を申し込み、CCCが承諾した個人をいう（T会員規約1条、以下、上記会員登録の申し込み及びこれに対する承諾を「会員契約」という。）。

医薬品を購入した場合、CCCと加盟店において、どの範囲の個人情報が共有されるのかは明らかにされていないが、2012年7月17日の朝日新聞の報道等によれば、ドラッグストアからは、処方箋のいらぬ一般用医薬品については「商品名」と「代金」が、処方箋医薬品は調剤「代金」が、会員番号（CCCにおいて会員の氏名、年齢、性別等の特定可能）、及び購入日時などの情報と結びつけられ、CCCに送信されているとのことである。

そして、CCCの定めるT会員規約は、会員がポイントサービス利用のため加盟店でTポイントカードを提示するなどした場合には、会員は上記のような個人情報の共有に同意したものとみなす旨を規定している（4条5項）。

3 会員はしくみを十分に理解していない

しかし、上記①②③は、会員に十分に理解されているとはいえない（朝日新聞によって報道されたが、未だに知らない会員が多数存在すると思われる）。

会員情報の扱いについては、CCCの定めるT会員規約4条に記載されているが、これを読んでも直ちに上記①②③を理解することはできないし、上記の通り、医薬品を購入した場合にどの範囲の個人情報がCCCと各加盟店間で共有されるのかについては、そもそも明らかにされていない。また、会員契約の締結の際、契約締結の窓口となった販売店からの十分な説明もなされていない。

4 対象商品が医薬品である場合の個人情報保護法違反と刑法への抵触

上記のTポイントの問題点は、対象商品が医薬品に限ったものではないが、医薬品の場合には、特に問題が顕著である。

医薬品の購入歴は、患者のプライバシー権保護という観点からも、高度な法的保護を受ける。したがって、以下のとおり、個人情報保護法に違反するだけでなく、刑法にも抵触する可能性がある。

(1) 個人情報保護法

医薬品に関する情報は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」において、「特に、医療分野は、『個人情報の保護に関する基本方針』（平成16年4月2日閣議決定）及び国会における附帯決議において、個人情報の性質や利用方法等から、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野の一つであると指摘されており、各医療機関等における積極的な取組が求められている。」と規定され、厳格な取り扱いが求められている。

ところが、前記のとおり、加盟店における個人情報の取り扱いに関する説明が不十分で会員が自己の個人情報の利用の全貌を理解できていないこと等に照らせば、そもそも、会員が上記のようなみなし同意規定を持つ規約の適用を受ける会員契約に応じていることのみをもって、上記のような個人情報の利用に関する真の同意を与えたものということとはできない。

さらに、個人情報保護法上、個人情報取扱事業者が医薬品情報を「第三者」に提供する場合、当該「第三者」の特定が必要であり、また、得べき「同意」については、初期の包括的な同意では足りず、個人情報取扱事業者が第三者提供をする都度、会員に対して説明をし、真の会員の理解に基づいて個別に得ることが求められているというべきであるから、会員契約締結時に未だ加盟店契約を締結しておらず特定もできていない加盟店に情報を提供することについての同意は認め難い。

したがって、CCCが取得した個人情報を加盟店に提供する行為(上記②③)は、個人情報保護法23条1項に違反する可能性がある。

(2) 刑法134条の秘密漏示罪

刑法では、医薬品情報を扱う「薬剤師」や「医薬品販売業者」が業務上知った秘密(患者の医薬品情報等)を漏らした場合には秘密漏示罪(刑法134条)が成立する。

医薬品の購入歴は、同法の規定する秘密に当たる。そして、前記のとおり、会員契約の締結をもっては真の同意と見なすことはできないうえ、会員契約締結時に未だ加盟店契約を締結しておらず特定もできていない加盟店に情報を提供することについての同意は認め難い。

したがって、Tポイントサービスに関して会員の医薬品購入歴をCCCに送信することにつき(上記①)、送信したドラッグストア及び薬剤師の行為は、刑法134条の秘密漏示罪が成立する可能性がある。また、T会員規約等でこれを規制せずに積極的に容認して送信させているCCCも共同正犯として同罪に問われる可能性がある(刑法65条1項)。

5 結論

以上により、Tポイントサービスは、個人情報保護法23条1項に違反し、刑法134条に該当する可能性がある。

また、違法性がないとしても、患者のプライバシー権保護という観点に照らせば、適切さを欠くシステムというべきである。

よって、要望の趣旨記載の要望を行うものである。

なお、個人情報保護法23条1項、刑法134条の解釈適用の詳細は、別紙「Tポイントサービスに関する個人情報保護法23条1項、刑法134条の解釈適用」のとおりである。

Tポイントサービスに関する 個人情報保護法23条1項、刑法134条の解釈適用

1 個人情報保護法23条1項違反（CCCについて） －CCCが医薬品に関する情報を加盟店に提供する行為

(1) 法23条1項違反

ア 法23条1項の意義

個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）23条1項は、「個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。」と規定し、法令に基づく場合等の例外的な場合を除き、原則として、事前の本人の同意がない限り、個人情報取扱事業者に対し、個人データの第三者提供を禁じている。

同条項の趣旨は、個人情報取扱事業者が個人データを第三者に提供することは、その後、当該個人データがいかに流通し、いかに使用されるかを不透明な状態に置く上、個人データは、他のデータとの結合・照合等が容易であり、第三者に提供された場合、個人の権利利益に重大な被害を及ぼすおそれがあることから、これを防止することにある（宇賀克也「個人情報保護法の逐条解説〔第3版〕」（以下「逐条解説」）117頁）。

イ 同意・第三者の解釈

「第三者」提供にあたり必要とされる「同意」については、（当該個人情報取扱事業者の）「事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない」とされる（経産省ガイドライン¹12頁）ところ、この「同意」ないし「第三者」の解釈は、次のとおりである。

I 解説書（逐条解説）

逐条解説によれば、個人データを提供する第三者が誰か、第三者に提供される個人データの内容、個人データの提供を受けた第三者がどのような利用を行うかを本人に明確に認識させた上で同意を得るようすべきとされる（逐条解説118頁）。

1 「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン（平成21年10月9日厚生労働省・経済産業省告示第2号）」経済産業省（平成21年10月）

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/kaisei-guideline.pdf#search

II 厚労省ガイドライン（薬局を含む医療機関等を対象）

厚労省ガイドラインでは、本人の同意を得る必要がある具体例として、A 民間保険会社からの照会、B 職場からの照会、C 学校からの照会、D マーケティング等を目的とする会社等からの照会の4例が挙げられている（厚労省ガイドライン21頁）。そして、Q&A²において、民間保険会社（A 参照）から本人の「同意書」を提出して医療機関に対して治療結果等の照会があった場合でも、「医療機関は当該同意の内容について本人の意思確認が必要」と明記され、その理由として、本人が同意書に署名する際に（個人情報）を提供して良いと考えていたものの、その後、考えが変わる場合もあり得るからであると指摘している（Q&A「Q5-6、A5-6」30頁）。

さらに厚労省ガイドラインでは、第三者提供が可能な場合であってもその際の留意事項として、「本来必要とされる情報の範囲に限って提供すべきであり、情報提供する上で必要とされていない事項についてまで他の事業者提供することがないようにすべきである」と規定されている。この関係で、「適切でない例」として、「医師及び薬剤師が製薬企業のMR（医薬品情報担当者）、医薬品卸業者のMS（医薬品販売担当者）等との間で医薬品の投薬効果などについて情報交換を行う場合に、必要でない氏名等の情報を削除せずに提供すること」が挙げられている（以上、厚労省ガイドライン26～27頁）。

なお、厚労省ガイドラインは、そもそもの前提としての個人情報の利用目的の公表等（法18条）について、「院内や事業所内等への掲示に当たっては、受付の近くに当該内容を説明した表示を行い、初回の患者・利用者等に対しては、受付時や利用開始時において当該掲示についての注意を促す。」とされ、併せて、初回説明だけでは十分に理解できない患者・利用者が想定されるから、利用目的を理解できるよう配慮して繰り返し説明することの必要性が説かれている（厚労省ガイドライン13頁）。

III 金融庁ガイドライン³（金融分野における個人情報取扱業者を対象）

付言すると、金融庁ガイドラインでは、個人データ（本件でいう医薬品情報）を個人信用情報機関（本件でいうCCC）に提供する場合、

2 「『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン』に関するQ&A（事例集）」厚生労働省（平成17年3月作成、平成18年4月21日改訂）

3 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成21年11月20日金融庁告示第63号）」金融庁（平成21年11月）

<http://www.fsa.go.jp/common/law/kj-hogo/01.pdf>

当該機関（本件でいうCCC）を通じて当該機関の会員企業（本件でいう加盟店）にも提供されることと共に、当該個人データ（本件でいう医薬品情報）を利用する会員企業（本件でいう具体的な加盟店名）を明示して同意を得るべきと規定されている（金融庁ガイドライン13条3項）。

ウ T会員規約4条

CCCの定めるT会員規約4条（個人情報について）は、1項で、「個人情報のお取扱い」として、「当社は、本条第2項記載の会員の個人情報を必要な保護措置を講じた上で取得し、本条第3項記載の各利用目的のために利用させていただきます。また、本条第4項記載の共同利用者と本条第3項記載の各利用目的のために本条第2項記載の個人情報項目を共同して利用させていただきます。」と規定している。

この点、2項の個人情報としては、「『お客様登録申込書』の記載事項及びT-IDお申し込み時の登録事項（変更のお申し出の内容を含みます）氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス等」（(1)）、ポイントプログラム参加企業における利用の履歴（(2)）、サービスご利用内容（(8)）等を規定している。

そして、3項の利用目的としては、「会員に対して、電子メールを含む各種通知手段によって、会員のライフスタイル分析をもとに、または当社が適切と判断した企業のさまざまな商品情報やサービス情報その他の営業案内または情報提供のため」（(4)）等を規定している。

また、4項の「共同利用者の範囲及び管理責任者」として、「当社の連結対象会社及び持分法適用会社」及び「ポイントプログラム参加企業（TSUTAYA加盟店を含みます）」と規定している。

さらに、5項として、「会員がポイントサービスの利用のためにポイントプログラム参加企業においてT-IDを入力又はTカードを提示した場合、当社とポイントプログラム参加企業との間において当該会員の個人情報が相互に提供されることについて、当該会員は同意したとみなされることとさせていただきます。かかる個人情報の提供にご同意いただけない場合には、ポイントプログラム参加企業におけるポイントサービス（ポイントの付与及び使用を含みます）をご利用いただくことはできません。」と規定している。

エ Tポイントサービスは法23条1項に違反する

上記イで述べた「同意・第三者の解釈」からすれば、個人情報保護法上、個人情報取扱事業者が医薬品情報を「第三者」に提供する場合、当該「第三者」の特定が必要であり、また、得るべき「同意」については、初期の包括的な同意では足りず、個人情報取扱事業者が第三者提供をする都度、会員に対して説明をし、真の会員の理解に基づいて個別に得ることが求められているといえる。

これをT会員規約についてみると、同規約では、上記ウのとおり、利用目的に商品ないしサービス情報の提供や営業案内（販売促進活動）を規定し、第三者提供の対象企業としてポイントプログラム参加企業等を規定し、さらに、Tカードを提示した場合に第三者提供等を同意したものとみなす旨規定している。

また、実際、CCCは、医薬品購入歴情報の取得問題について、包括的同意みなし規定の存在（第4条5項）を含めた規約の存在、及び情報取得はTカードを提示した会員に限られることを挙げ、この2つの理由から適法だとコメントしている（2012年7月17日朝日新聞）。

しかし、第三者の参加企業は、上記1のとおりCCCのホームページ上今日においても大々的に募集され、日々増えていくのであるから（医薬品を購入した会員についていえば、入会時より後に医薬品販売業者が参加企業になった事態も十分に想定される。）、T会員規約における記載をもって、第三者を特定したといえるものではない。

また、T会員規約は、Tカードの提示をもって同意ありとみなしているが、個人情報取扱事業者であるCCCが第三者提供をする都度、会員に対して説明をし、真の会員の理解に基づいて個別に同意を得ている訳ではないから、そのような説明を経ないTカードの提示をもって、同意があるとみなすことはできない。

したがって、T会員規約の存在、及び会員のTカードの提示に拘わらず、CCCが、会員に対して情報提供の個別の同意を得ずに、購入者の医薬品情報を第三者に提供することは、個人情報保護法23条1項に違反する。

(2) 法23条4項(1項適用除外)に該当しない

ア 法23条4項の意義

情報を提供する個人情報取扱事業者と密接な関係がある者であって、当該個人情報取扱事業者と一体の者と把握して、第三者提供の制限を課さないことに合理性が認められることから（逐条解説124頁）、個人データの取扱を単に委託する場合（23条4項1号）、合併等に伴い個人データが

提供される場合（同条項2号）のほか、「個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき」（同条項3項）は、1項の「第三者」に該当しないとされ、1項の適用が除外される。

イ 共同利用者範囲・容易に知り得る状態の解釈

「共同して利用する者の範囲」は、本人から見て共同利用者の範囲が明確であることを要し、必ずしも個別列挙が必要ない場合もあるとされるが（経産省ガイドライン45頁）、単に「〇〇グループ」「当社と利用契約を締結した会社」と記載するのみでは、共同利用者の範囲が明確であるとはいえないとされる（逐条解説126頁）。

「本人が容易に知り得る状態に置いている」とは、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態に置いていることをいい、この要件は事前の本人の同意に代替するものであるから、一時的な公表では足りず、継続的なものが求められている（経産省ガイドライン13頁、逐条解説122頁）。

ウ 法23条4項（1項適用除外）に該当しない

これをT会員規約についてみると、4条4項において、「共同利用者の範囲及び管理責任者」として、「当社の連結対象会社及び持分法適用会社」及び「ポイントプログラム参加企業（TSUTAYA加盟店を含みます）」と抽象的に規定するのみであるから、これをもって、「共同して利用する者の範囲」が規定されているとはいえない。

また、CCCは、会員において、「当社の連結対象会社及び持分法適用会社」及び「ポイントプログラム参加企業」を、時間及び手段において簡単に知る手続きにつき、継続的にはもとより一時的にすら定めていない。

したがって、本件では、法23条4項（1項適用除外）に該当しない。

(3) 小括

以上から、上記(1)のとおり、CCCの行為は、個人情報保護法23条1項に違反するものである。

2 刑法134条秘密漏示罪（医薬品を販売した加盟店及びCCCについて） －加盟店がCCCに医薬品に関する情報を提供する行為

(1) 主体・客体・行為

ア 「医薬品販売業者」又は「薬剤師」

ドラッグストア又は薬剤師は、「医薬品販売業者」又は「薬剤師」に問題なく該当する（真正身分犯）。

イ 「秘密」

「秘密」とは、一般的に知られていない事実であって、これを他人に知られないことが本人の利益と認められるものをいい、一般的にみて何人も他人に知られることを欲しない事項、又は本人が他人に知られることを欲しない旨を明示した事項の両者を含むとされる（大コンメンタール刑法第5巻〔大塚仁ほか編、青林書院〕323頁）ところ、会員の医薬品購入歴はこれにあたる。

また、Tポイントに係る会員の医薬品購入歴情報は、ドラッグストア又は薬剤師が「業務上扱ったことにつき知り得た」秘密である。

ウ 「漏ら」す

「漏ら」すとは、秘密をまだ知らない他人に告知することをいい、告知の方法は問わない（口頭で告げても、書面で知らせてもよく、不作為によることもあり得る。）し、他言を禁じて告知しても該当するとされる（前掲大コンメンタール刑法第5巻327頁）ところ、ドラッグストア又は薬剤師が、会員の医薬品購入歴に関する情報をCCCに送信することはこれにあたる。

(2) 規約(同意みなし規定)等は違法性を阻却しない

ア 問題の所在

本罪が成立するためには、「正当な理由がないのに」秘密を漏らすことが必要であるが、この意義は、「違法に」、あるいは「本人またはその監督者の意思に反して」などという意味である（前掲大コンメンタール刑法第5巻327頁）。

当該要件に関連して、上記のとおり、CCCが、T会員規約に、対象情報と利用目的、及び利用方法を規定し、会員が「同意したとみなされる」と規定していることから（規約4条5項）、医薬品購入歴情報の提供についても会員が予め承諾していたとして、違法性阻却されるのではないかが問題となる。

この点につき、CCCが、包括的同意みなし規定の存在（第4条5項）を含めた規約の存在、及び情報取得はTカードを提示した会員に限られることを挙げ、この2つの理由から適法だとコメントしていることは上述のとおりである。

イ 検討

一般論としては、秘密漏示罪については、秘密の主体たる本人が承諾した場合は違法性が阻却され（あるいは構成要件に該当せず）、同罪は成立しないとされる（前掲大コンメンタール刑法第5巻330頁）。

しかし、刑法134条が個人の個々の秘密を保護法益としている趣旨からすれば、違法性阻却をする（あるいは構成要件該当性を否定する）承諾（同意）は真意によるもの、すなわち錯誤に基づかないものであることを要する（錯誤による承諾は無効）ことは当然である（最決昭55年11月13日・刑集34巻6号396頁参照）。

また、同保護法益からすれば、違法性阻却が認められるための承諾（同意）は情報ごとに個別に必要であるというべきであって、事前の同意がなされていてもそれが行為時まで継続していると認められない限り無効である（大判大正8年11月5日・刑録25号1064頁参照）。

ところが、上記規約の同意みなし規定は、将来提供し得る可能性のあるあらゆる個人情報について、包括的に同意させるものであるから、当該規定をもって会員が医薬品購入歴情報の提供を予め承諾したとはいえるものではない。

また、そもそも、予め同意をしたとされる情報の対象についても、「利用の履歴」、「サービスご利用内容」と抽象的に規定されているのみであって、実際にCCCに送信されているドラッグストアにおける購入医薬品の「商品名」や「代金」がこれに含まれているとは解釈することはできず、少なくとも当該規定をもって、医薬品の「商品名」や「代金」に関する情報を利用等することについて、会員が予め「真の」承諾をしたとはいえない。

さらに、上記のような抽象的な対象情報を前提にした包括的な同意みなし規定を規約に置いたことを前提に、Tカードの提示をしているから提示した会員が情報提供を承諾したと解釈するのは無理があり、その場合、会員には情報提供の承諾が存在しないか、仮に外形上存在していたとしても真意によるものではなく錯誤に基づくものと考えられる。

したがって、会員規約の存在、及び情報提供をTカード提示会員に限定していることをもって、会員の承諾があったということとはできない。

(3) 小括

以上から、医薬品販売業者ないし薬剤師、及びCCCの行為は、刑法に抵触する可能性がある。具体的には、Tポイントサービスに関して会員の医薬品購入歴をCCCに送信することにつき、送信したドラッグストア及び薬剤師の行為には、刑法134条の秘密漏示罪が成立し得、T会員規約等でこれを規制せずに積極的に容認して送信させているCCCにも秘密漏示罪の共同正犯が成立し得る（刑法第65条第1項、最高裁決定昭和40年3月30日刑集19巻2号125頁参照）。